

【いじめ対応マニュアル】

第1段階「いじめ発見」

いじめの兆候を感じる。児童からの相談を受ける



いじめ発見のポイント

児童、保護者からの情報
児童の表情 態度 身体 服装 言語 行動 友人関係の変化
教師との関係 持ち物・金銭

第2段階「報告・情報交換」

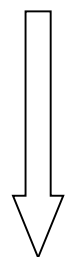
管理職への報告



同学年の担任、生活指導主任、養護教諭との情報交換（担任）

第3段階「事実確認」

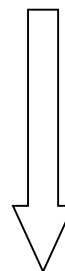
いじめられている児童・いじめている児童に対して



- ①いつ どこで だれが だれに なにをしたのかの事実確認
（担任、養護教諭、スクールカウンセラー）
- ②授業や休み時間などの行動・言動の観察、経過確認
（担任、養護教諭、専科教諭、生活指導主任、
スクールカウンセラー）

第4段階「対策会議」

（校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・担任ほか）



- ・事実関係と状況・経過の確認
- ・解決策・指導方法の検討
- ・保護者対応の内容の検討
- ・関係諸機関との連携の検討
- ・教育委員会への報告内容の相談

第5段階「共通理解」（全教職員）

情報の共有、指導方法の共通理解

第6段階「児童への指導」



いじめられた児童に対して

（担任、養護教諭、スクールカウンセラーほか）

- ・いじめから守ることを約束する
- ・安心感、自信、存在感をもたせる

いじめた児童に対して

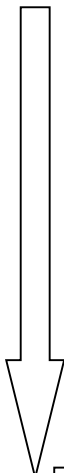
(校長、副校長、担任、学年主任)

- いじめをやめさせる
- 相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせる
- 謝罪させる
- 今後繰り返さないことを約束させる

学級・学年児童に対して (担任、学年主任)

全校児童に対して (校長、生活指導主任)

- いじめは重大な人権侵害であり、傍観者もその助長にあたることを理解させる
- 発見したらすぐに教師に知らせることを徹底させる



「保護者対応」

関係する保護者に対して (担任、校長、副校長)

- 事実、学校の対応、今後の対策を伝える
- 家庭での対応、学校や関係諸機関との連携の助言

それ以外の保護者に対して (保護者会、学校説明会などで)

- 事実、学級の対応、学校の対応、今後の対策の説明
- 人権問題に関する学校の姿勢の説明

「関連諸機関との連携」

(校長、副校長、生活指導主任、教育相談担当他)

- 市・都の教育相談機関、児童相談所他に必要に応じ依頼する

「教育委員会への報告」

(校長、副校長)

- 事実、学校の対応、今後の対策について報告する

第7段階「事後の対策」

(生活指導主任、教育相談担当、生活指導部、スクールカウンセラーほか)

- 他にもいじめがないか再点検 (アンケート調査など)
- 関係する児童の経過観察、情報交換、信頼関係づくり

第8段階「いじめの未然防止にむけた取り組み」

(生活指導主任、生活指導部)

- 児童の人権意識を育み、校内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- 児童理解を深めるための校内研修の実施
- いじめに関する調査の実施